

愛知県司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規程

平成 20 年 10 月 25 日理事会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県司法書士会会則第94条の2第3項の規定により、依頼者及びその代理人等の本人であることの確認（以下、「本人確認」という。）、並びに依頼の内容及び意思の確認（以下、「意思確認」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本人確認等の対象)

第2条 本人確認及び意思確認すべき対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 本人確認の対象者は、依頼者及びその代理人等とする。
- (2) 意思確認の対象者は、依頼者又はその代理人等であって依頼内容に係る事務について代表権若しくは代理権を有する者その他これに準ずる者とする。

ただし、当該対象者が代理人等（法定代理人又は法人の代表者を除く。）である場合において、当該代理人等の言動、受領した書類等の内容から、依頼者（法定代理人又は法人の代表者を含む。）の意思を疑うに足りる事情があるときは、依頼者の意思確認をしなければならない。

(本人確認の方法)

第3条 本人確認は、対象者が自然人である場合は対象者と面談する方法により、対象者が法人その他の団体である場合は法人その他の団体の代理人等たる自然人と面談する方法による。

- 2 合理的理由により前項の面談によらない場合は、通信手段を用いる方法によることができる。

(意思確認の方法)

第4条 意思確認は、自然人たる対象者と面談する方法による。

- 2 合理的理由により前項の面談によらない場合は、通信手段を用いる方法によることができる。
- 3 依頼者が自然人である場合において、対象者が代理人等（法定代理人を除く。）であるときは、意思確認に際し、依頼者が作成した依頼の内容及び意思を証する書面又は電磁的記録を取得しなければならない。
- 4 依頼者が法人その他の団体である場合において、対象者が当該法人その他の団体を代表する権限を有しない代理人等であるときは、意思確認に際し、当該法人その他

の団体の代表権限を有する者が作成した依頼の内容及び意思を証する書面又は電磁的記録を取得しなければならない。

(本人確認等の記録)

第5条 本人確認及び依頼された事務の内容及び意思を証する書面又は電磁的記録を取得しなければならない。

- (1) 本人確認及び意思確認を行った司法書士の氏名
- (2) 受託年月日及び事件名
- (3) 依頼された事務の内容
- (4) 依頼者の氏名又は名称、並びに住所又は主たる事務所
- (5) 本人確認の相手方の氏名その他の特定事項、並びに依頼者との関係及び確認の方法
- (6) 本人確認に使用した資料があるときは、その資料を特定するに足りる事項
- (7) 意思確認に使用した資料があるときは、その資料を特定するに足りる事項
- (8) 受託番号その他記録を検索するための符号

2 本人確認及び意思確認に使用した資料の写しにより前項の記録すべき事項の一部が判明するときは、当該写しを添付することによって当該判明する事項の記録に代えることができる。

3 前2項の規定に関わらず、既に本条に定めた記録のある依頼者の第1項4号又は依頼者若しくは代理人等の第1項6号の記録については、既にある記録の第1項8号の事項を記録すれば足りる。

(本人確認等の法令遵守)

第6条 依頼者等の本人確認等に関しては、この規程に従うほか、法令に従い、誠実にこれを遵守するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

(施行期日)

この規程は平成21年1月1日より施行する。